

営業騒音のしおり

～飲食店を営業される皆様へ～

神戸市環境局

令和4年4月

近年、住宅の高層化、密集化、生活様式の変化などによって、小規模事業者等からの騒音を原因とした苦情が多発しています。特にカラオケ騒音や酔客の大声など、スナック等飲食店を原因とした騒音苦情は多く、お店の営業時間が近隣住民の睡眠時間帯と重なるため、深刻な問題になっています。

事業者は地域構成員の一員であり、**住民との関係を保ちながら事業活動を行えるよう、地域の良好な生活環境の確保に十分配慮する必要があります。**

このしおりを参考にいただき、騒音問題発生 of 未然防止のために、事業者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

◆営業騒音に対する規制について

兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」(以下、「条例」という。)では、深夜における飲食店からの騒音を防止するため、カラオケ等の使用時間の制限や飲食店の営業時間の制限等が規定されています。

(1)午後 11 時から翌朝 6 時までの間はカラオケ等を使用できません (条例第 63 条第 1 項)

次表のとおり、原則として規制区域内の飲食店では、午後 11 時から翌朝 6 時までの間はカラオケ等の音響機器を使用することができません。ただし、防音装置の設置等により営業場所の外部に音が漏れない場合は、この規定が適用されません。

規制区域 (平成 11 年 3 月 30 日兵庫県告示第 567 号)	規制される音響機器 (条例施行規則第 19 条)
第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域 第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種及び第 2 種住居地域、準住居地域 田園住居地域、近隣商業地域、準工業地域 市街化調整区域	カラオケ装置 電気蓄音機 磁気録音再生機 拡声装置 楽器

(2)午前 0 時から午前 6 時までの間は飲食店営業を行うことができません (条例第 62 条第 1 項)

次表のとおり、規制区域内の飲食店(風俗営業を除く)は、午前 0 時から午前 6 時までの間は営業することができません。ただし、ホテル・旅館内の営業等、特定の飲食店にはこの規定が適用されません。

規制区域 (平成 13 年 2 月 27 日兵庫県告示第 275 号)	規制される営業
第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域	飲食店営業 (風俗営業を除く) ※適用が除外される場合 (条例施行規則第 18 条) ・ 仕出営業店 ・ 工場従業員向けの工場内の営業店 ・ 宿泊者向けのホテル・旅館内の営業店 ・ 旅行者向けの駅等旅客施設内の営業店

(3)以上のことに違反した場合には、罰則が適用されることがあります

- 上記 (1) 及び (2) の規定に違反した場合には、当該行為の停止その他必要な措置を命ぜられることがあります。(条例第 63 条第 2 項、第 62 条第 3 項)
尚、命令に違反した場合には、20万円以下の罰金が科せられることがあります。
(条例第 163 条)
- 上記 (2) の規定に違反した場合には、10万円以下の罰金が科せられることがあります。
(条例第 164 条)

◆ 騒音対策について

お店の騒音対策が不十分ですと、周囲に音が漏れて苦情発生の原因になります。

(1) 苦情者の身になって、細かい心遣いをしてください

夜間は周囲が静かになるため、カラオケなどの音が一段とうるさく感じられます。苦情があったときは、毎晩この音を聞いている苦情者の立場に立って解決に努めましょう。

(2) お店からの音を調べてみてください

お店の外に出て音を聞いてみてください。どのくらいの音が、どこから漏れているのかがわかります。お店の外での音が、**50~60 dB を超える大きさだと苦情が発生しやすくなります。**

環境保全指導課では簡易な騒音測定器を貸し出しています。ご希望の方にはお貸ししますので、お店からの騒音発生状況を確認してみてください。

(3) 防音は十分ですか

お店のドア、窓、壁、天井は防音仕様になっていますか？音が漏れ出る隙間はありませんか？カラオケ等の音量を上げすぎていませんか？

対策が必要な箇所を具体的に示すと、下の表のようになります。

対策箇所	対策の内容
スピーカー 拡声器	<ul style="list-style-type: none">・深夜のカラオケをやめる・音量を上げすぎない・窓などから遠ざける・床や天井、壁などとの間に防振ゴムを入れる
鳴り物 酔客の声	<ul style="list-style-type: none">・深夜の鳴り物の使用をやめる・大声をやめるよう誘導する
出入口	<ul style="list-style-type: none">・二重構造を採用する・防音仕様ドアを使用する・隙間を遮音用パッキンで埋める
窓	<ul style="list-style-type: none">・吸音材、遮音材で塞ぐ・防音仕様（二重窓等）を採用する
壁 天井	<ul style="list-style-type: none">・吸音材、遮音材を使用する
換気扇	<ul style="list-style-type: none">・防音カバーを取り付ける
空調室外機	<ul style="list-style-type: none">・住居から遠ざける・低騒音型設備を使用する・消音カバーを取り付ける・床などとの間に防振ゴムを入れる
店外	<ul style="list-style-type: none">・送迎時の発声を抑制する
近隣関係	<ul style="list-style-type: none">・近隣住民との良好な関係を保つよう、日頃から留意する

《参考》

●身近な騒音の大きさを示すと、次の表のようになります。

場所等	安眠できるレベル	図書館、静かな事務所の中	対面での会話	徐行している車のそば	騒々しい街中	地下鉄の車内
騒音レベル (dB)	～35	40～50	50～60	60～70	70～80	80～90

●工場・事業場に対する騒音の規制基準は概ね以下のとおりです。 (単位：dB)

区域	用途地域	時間区分		
		昼間 (8～18時)	朝 夕 (6～8時) (18～22時)	夜間 (22～6時)
第1種	第1種及び第2種低層住居専用地域 田園住居地域	50	45	40
第2種	第1種及び第2種中高層住居専用地域 第1種及び第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	60	50	45
第3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
第4種	工業地域 工業専用地域 (内陸部のみ)	70	70	60

※ 尚、上記基準は特定工場等に適用されるものであり、営業騒音に直接適用されるものではありません。

●防音窓、防音扉等の効果は一般的に以下のようになります。

防音設備等の種類	遮音度 (dB)
引違い窓	20 ～ 25
2重引違い窓	30 ～ 35
防音引違い窓	30 ～ 35
2重防音窓	30 ～ 40
一般のカーテン	2 ～ 5
防音カーテン	5 ～ 10
スチール扉	10 ～ 15
防音扉	35 ～ 40

※ 尚、防音設備の性能はメーカー、設置状況等により上記の表とは異なることがあります。詳しくは取扱店、施工業者にお問合せ下さい。